

令和8年度

宝達志水町予算書

目 次

議案第 5号	令和8年度宝達志水町一般会計予算	1
議案第 6号	令和8年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算	9
議案第 7号	令和8年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算	15
議案第 8号	令和8年度宝達志水町介護保険特別会計予算	21
議案第 9号	令和8年度宝達志水町水道事業会計予算	27
議案第10号	令和8年度宝達志水町下水道事業会計予算	31
議案第11号	令和8年度宝達志水町病院事業会計予算	35

宝達志水町一般会計予算

議案第5号

令和8年度宝達志水町一般会計予算

令和8年度宝達志水町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,796,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

宝達志水町長 高 下 栄 次

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		1,611,937
	1 町民税	651,510
	2 固定資産税	859,127
	3 軽自動車税	43,300
	4 町たばこ税	57,000
	5 入湯税	1,000
2 地方譲与税		83,348
	1 地方揮発油譲与税	14,100
	2 自動車重量譲与税	55,300
	4 森林環境譲与税	13,948
3 利子割交付金		5,400
	1 利子割交付金	5,400
4 配当割交付金		13,600
	1 配当割交付金	13,600
5 株式等譲渡所得割交付金		27,700
	1 株式等譲渡所得割交付金	27,700
6 法人事業税交付金		31,200
	1 法人事業税交付金	31,200
7 地方消費税交付金		376,200
	1 地方消費税交付金	376,200
8 ゴルフ場利用税交付金		23,700
	1 ゴルフ場利用税交付金	23,700
9 環境性能割交付金		2,000
	1 環境性能割交付金	2,000
10 地方特例交付金		20,500
	1 地方特例交付金	20,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500
11 地方交付税		3,330,000
	1 地方交付税	3,330,000
12 交通安全対策特別交付金		800
	1 交通安全対策特別交付金	800
13 分担金及び負担金		19,319
	1 分担金	20
	2 負担金	19,299
14 使用料及び手数料		40,332
	1 使用料	22,345
	2 手数料	17,987
15 国庫支出金		1,507,591
	1 国庫負担金	1,074,999
	2 国庫補助金	427,968
	3 委託金	4,624

10 一般会計

(単位：千円)

款	項	金額
16 県支出金		897,447
	1 県負担金	240,376
	2 県補助金	631,894
	3 委託金	25,177
17 財産収入		50,829
	1 財産運用収入	19,696
	2 財産売払収入	31,133
18 寄附金		1,705,579
	1 寄附金	1,705,579
19 繰入金		586,370
	1 基金繰入金	586,370
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		172,347
	1 延滞金・加算金及び過料	500
	2 町預金利子	1,534
	3 貸付金元利収入	65,000
	4 雑入	95,358
	5 受託事業収入	9,955
22 町債		1,289,800
	1 町債	1,289,800
歳 入 合 計		11,796,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		101,844
	1 議会費	101,844
2 総務費		2,360,828
	1 総務管理費	2,120,758
	2 徴税費	129,056
	3 戸籍住民基本台帳費	79,619
	4 選挙費	29,516
	5 統計調査費	937
	6 監査委員費	942
3 民生費		2,236,266
	1 社会福祉費	1,068,258
	2 児童福祉費	1,007,388
	3 災害救助費	160,620
4 衛生費		1,693,992
	1 保健衛生費	1,614,458
	2 清掃費	73,976
	3 上水道費	5,558
5 労働費		10,699
	1 労働諸費	10,699
6 農林水産業費		308,905
	1 農業費	265,984
	2 林業費	37,701
	3 水産業費	5,220
7 商工費		366,118
	1 商工費	366,118
8 土木費		1,073,243
	1 土木管理費	62,801
	2 道路橋りょう費	495,769
	3 河川費	3,244
	4 公園費	5,707
	5 下水道費	450,183
	6 住宅費	55,539
9 消防費		681,983
	1 消防費	681,983
10 教育費		863,241
	1 教育総務費	208,688
	2 小学校費	181,169
	3 中学校費	121,970
	4 社会教育費	184,150
	5 保健体育費	167,264
11 災害復旧費		1,149,398
	1 農林水産施設災害復旧費	118,085

10 一般会計

(単位：千円)

款	項	金額
	2 公共土木施設災害復旧費	803,000
	3 その他施設災害復旧費	228,313
12 公債費		929,483
	1 公債費	929,483
13 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		11,796,000

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
脱炭素化推進事業債	3,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、町財政その他の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
自主放送設備整備事業債	37,900			
中間管理住宅整備事業債	8,100			
県営ほ場整備事業債	10,000			
広域営農団地農道整備事業債	4,000			
林道整備事業債	3,200			
保育所施設改修事業債	32,300			
公共施設等適正管理推進事業債	114,000			
ごみ処理場建設事業債	509,100			
火葬場改修事業債	3,000			
観光施設整備事業債	2,300			
道路橋りょう整備事業債	142,200			
除雪機械購入事業債	20,000			
防災行政無線整備事業債	17,900			
消防施設整備事業債	96,600			
体育施設整備事業債	35,300			
義務教育施設整備事業債 (中学校債)	7,200			
現年農林災害復旧債	1,800			
過年農林災害復旧債	900			
過年公共土木施設災害復旧債	106,600			
過年学校施設災害復旧債	800			
過年社会教育施設災害復旧債	75,200			
過疎地域持続的発展特別事業債	58,100			
合 計	1,289,800			

宝達志水町国民健康保険特別会計予算

議案第6号

令和8年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算

令和8年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,344,296千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

宝達志水町長 高 下 栄 次

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		203,300
	1 国民健康保険税	203,300
3 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
5 県支出金		1,009,409
	2 県補助金	1,009,408
	3 財政安定化基金交付金	1
6 繰入金		129,344
	1 他会計繰入金	82,734
	2 基金繰入金	46,610
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		2,191
	1 加算金・延滞金及び過料	1,500
	2 預金利子	688
	3 雑入	3
9 町債		1
	2 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		1,344,296

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		25,514
	1 総務管理費	24,828
	2 徴税費	413
	3 運営協議会費	273
2 保険給付費		974,319
	1 療養諸費	828,778
	2 高額医療費	143,130
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	1,501
	5 葬祭費	900
	△ (傷病手当金)	0
3 国民健康保険事業費納付金		324,006
	1 医療給付費分	231,211
	2 後期高齢者支援金等分	66,409
	3 介護納付金分	19,683
	4 子ども・子育て支援納付金分	6,703
6 保健事業費		18,268
	1 保健事業費	18,268
7 基金積立金		688
	1 基金積立金	688
9 諸支出金		1,001
	1 償還金及び還付加算金	1,001
10 繰出金		500
	1 繰出金	500
歳 出 合 計		1,344,296

宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算

議案第7号

令和8年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ347,629千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月27日提出

宝達志水町長 高 下 栄 次

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		260,489
	1 後期高齢者医療保険料	260,489
2 繰入金		86,833
	1 一般会計繰入金	86,833
3 諸収入		306
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	305
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		347,629

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,694
	1 総務管理費	656
	2 徴収費	5,038
2 後期高齢者医療広域連合納付金		341,630
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	341,630
3 諸支出金		305
	1 償還金及び還付加算金	305
歳 出 合 計		347,629

宝達志水町介護保険特別会計予算

議案第8号

令和8年度宝達志水町介護保険特別会計予算

令和8年度宝達志水町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,851,901千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

宝達志水町長 高 下 栄 次

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		367,066
	1 介護保険料	367,066
2 国庫支出金		436,095
	1 国庫負担金	311,716
	2 国庫補助金	124,379
3 支払基金交付金		472,184
	1 支払基金交付金	472,184
4 県支出金		258,917
	1 県負担金	241,976
	2 県補助金	16,941
5 繰入金		316,783
	1 一般会計繰入金	281,415
	2 基金繰入金	35,368
6 諸収入		3
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	3 雑入	2
7 財産収入		852
	1 財産運用収入	852
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		1,851,901

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		40,915
	1 総務管理費	31,797
	2 徴収費	3,324
	3 介護認定審査会費	5,794
2 保険給付費		1,703,675
	1 介護サービス等諸費	1,553,331
	2 介護予防サービス等諸費	60,869
	3 高額介護サービス等費	32,100
	4 高額医療合算介護サービス等費	6,200
	5 その他諸費	1,025
	6 特定入所者介護サービス等諸費	50,150
3 地域支援事業費		106,159
	2 包括的支援事業任意事業費	58,693
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	42,742
	4 一般介護予防事業費	4,651
	5 その他諸費	73
4 基金積立金		852
	1 基金積立金	852
5 諸支出金		300
	1 償還金及び還付加算金	300
歳 出 合 計		1,851,901

宝達志水町水道事業会計予算

議案第9号

令和8年度宝達志水町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度宝達志水町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		4,600戸
(2) 年間総給水量		1,061,000 m ³
(3) 一日平均給水量		2,961 m ³
(4) 主な建設改良費	配水管布設替費	318,500千円
	配水設備改良費	24,200千円
	浄水施設改良費	4,500千円
	取水施設改良費	72,470千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	316,358千円
第1項 営業収益	262,630千円
第2項 営業外収益	53,717千円
第3項 特別利益	11千円

支 出

第1款 水道事業費用	335,738千円
第1項 営業費用	309,990千円
第2項 営業外費用	25,647千円
第3項 特別損失	101千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,254千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,680千円、当年度分損益勘定留保資金82,122千円、減債積立金5,452千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	417,883千円
第1項 企業債	235,700千円
第2項 補助金	8,193千円
第3項 工事負担金	173,000千円
第5項 水道加入金	990千円

支 出

第1款 資本的支出	527,137千円
第1項 建設改良費	419,776千円
第2項 企業債償還金	107,361千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 235,700	証書借入	5.0%以内 ただし、利率の見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率。	借入先の融資条件に よる。ただし、企業財 政その他の都合によ り繰上償還又は低利 に借り換えることが できる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 23,276千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の経営基盤強化を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、5,558千円である。

2 下水道事業事務執行に要する経費として、下水道事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,194千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,150千円と定める。

令和8年2月27日提出

宝達志水町長 高 下 栄 次

宝達志水町下水道事業会計予算

議案第10号

令和8年度宝達志水町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度宝達志水町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	3,945戸
(2) 年間総処理水量	989,600m ³
(3) 一日平均処理水量	2,695m ³
(4) 主な建設改良費	
管渠建設改良費	835,575千円
処理場建設改良費	566,800千円
浄化槽建設改良費	5,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	750,267千円
第1項 営業収益	216,952千円
第2項 営業外収益	533,313千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 下水道事業費用	701,713千円
第1項 営業費用	620,894千円
第2項 営業外費用	80,808千円
第3項 特別損失	11千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額405,071千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,834千円、当年度分損益勘定留保資金388,237千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,651,380千円
第1項 受益者負担金	3,360千円
第2項 補助金	999,907千円
第3項 企業債	524,900千円
第4項 他会計出資金	123,213千円

支 出	
第1款 資本的支出	2,056,451千円
第1項 建設改良費	1,407,975千円
第2項 企業債償還金	648,475千円
第3項 補助金返還金	1千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 524,900	証書借入	5.0%以内 ただし、利率の見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率。	借入先の融資条件に よる。ただし、企業財 政その他の都合によ り繰上償還又は低利 に借り換えることが できる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 23,224千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の経営基盤の安定化を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、450,181千円である。

令和8年2月27日提出

宝達志水町長 高 下 栄 次

宝達志水町病院事業会計予算

議案第 1 1 号

令和 8 年度宝達志水町病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度宝達志水町病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|------|-----------------|----------|
| (1) 病床数 | 一般病床 | 43 床、療養型病床 | 27 床 |
| (2) 年間入院患者数 | 一般病床 | 14,013 人、療養型病床 | 9,527 人 |
| (3) 年間外来患者数 | | 49,210 人(うち介護保険 | 3,180 人) |
| (4) 一日平均入院患者数 | | | 64 人 |
| (5) 一日平均外来患者数 | | | 185 人 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病院事業収益	1,412,760 千円
第 1 項 医業収益	1,170,218 千円
第 2 項 医業外収益	242,541 千円
第 3 項 特別利益	1 千円

支 出

第 1 款 病院事業費用	1,624,319 千円
第 1 項 医業費用	1,615,874 千円
第 2 項 医業外費用	8,435 千円
第 3 項 特別損失	10 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 61,343 千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 448 千円、過年度分損益勘定留保資金 60,895 千円で補填するものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	182,741 千円
第 1 項 企業債	92,500 千円
第 2 項 繰入金	90,240 千円
第 3 項 寄附金	1 千円

支 出	
第1款 資本的支出	244,084千円
第1項 建設改良費	104,730千円
第2項 企業債償還金	123,054千円
第3項 長期貸付金	16,000千円
第4項 積立金	300千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具 整備事業	30,500千円	証書借入	5.0%以内 ただし利率見直し方式 で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率。	借入先の融資条件によ る。ただし、企業財政 その他の都合により繰 上償還または低利に借 り換えることができる。
災害復旧事業	60,000千円			
MRI室照明更 新	2,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,022,789千円
- (2) 交際費 512千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 棚卸資産の購入限度額は、168,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機器	関節鏡システム	1式
医療機器	超音波診断装置	1式

令和8年2月27日提出

宝達志水町長 高 下 栄 次

